

第二百二十条の二第一号中「を行う」を「若しくは技術的利用制限手段の回避を行う」に改め、「により」の下に「可能とし、又は第百十三条第三項の規定により著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を技術的利用制限手段の回避により」を加え、同条第二号中「技術的保護手段の回避」の下に「又は技術的利用制限手段の回避」を加え、同条第三号中「第百十三條第三項」を「第百十三條第四項」に改め、同条第四号中「第百十三條第五項」を「第百十三條第六項」に改める。

第二百二十一条の二中「五十年」を「七十年」に改める。  
第二百二十三条第二項中「前項の」を「第一項に規定する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定は、次に掲げる行為の対価として財産上の利益を受ける目的又は有償著作物等の提供若しくは提示により著作権者等の得ることが見込まれる利益を害する目的で、次の各号のいずれかに掲げる行為を行うことにより犯した第百九条第一項の罪については、適用しない。

一 有償著作物等について、原作のまま複製された複製物を公衆に譲渡し、又は原作のまま公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。次号において同じ。）を行うこと（当該有償著作物等の種類及び用途、当該譲渡又は公衆送信の態様その他の事情に照らして、当該有償著作物等の提供又は提示により著作権者等の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる場合に限る。）。

二 有償著作物等について、原作のまま複製された複製物を公衆に譲渡し、又は原作のまま公衆送信を行うために、当該有償著作物等を複製すること（当該有償著作物等の種類及び用途、当該複製の部数及び態様その他の事情に照らして、当該有償著作物等の提供又は提示により著作権者等の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる場合に限る。）。

3 前項に規定する有償著作物等とは、著作物又は実演等（著作権、出版権又は著作隣接権の目的となつてゐるものに限る。）であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権、出版権又は著作隣接権を侵害するもの（国外で行われた提供又は提示にあつては、国内で行われたとしたらばこれらの権利の侵害となるべきもの）を除く。）をいう。  
附則第十五条第二項中「五十年」を「七十年」に改める。

（独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正）  
第九条 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「主要な畜産物の価格」を「畜産経営」に改める。

第十条第一号中「畜産物の価格安定に関する法律（一）を「畜産経営の安定に関する法律（一）」に、「価格安定措置」を「措置」に改め、同号八中「畜産物の価格安定に関する法律第六條第二項、第三項又は第四項」を「畜産経営の安定に関する法律第七條第二項」に改め、「指定食肉又は鶏卵等」を削り、同号八を同号二とし、同号ロ中「イの」を「ロの」に改め、「及び指定食肉」を削り、同号ロを同号八とし、同号イ中「及び指定食肉（輸入に係る指定食肉を除く。）」を削り、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付を行うこと。  
第十条第二号中「国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業についてその経費を補助し、及び」を削り、同条第五号中ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しを行うこと。  
第十一条第一号中「及びロ」を「から八まで」に改め、同条第二号中「前条第五号二」を「前条第五号ホ」に改める。

第十二条第三号中「ロ及びハ」を「から二まで」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第四号中「第十二条第五号二及びホ」を「第十条第五号ホ及びへ」に改める。

第十四条中「第十条第一号イ及びロ」を「第十条第一号ロ及びハ」に改める。  
第十七条及び第十八条第一号中「第十条第一号ハ」を「第十条第一号二」に改める。

（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部改正）  
第十条 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 雑則（第二十三条―第二十七条）」を「第四章 雑則（第二十三条―第三十二条）」に改める。  
第五章 罰則（第二十八条―第三十二条）」を「第五章 罰則（第二十九条―第三十二条）」に改める。  
特例（第二十三条―第三十二条）」に改める。

第三条第一項中「及び」の下に「第三項並びに」を加え、同条に次の一項を加える。

3 農林水産物等の輸入を業として行う者（次条第三項において「輸入業者」という。）は、登録に係る特定農林水産物等に係る地理的表示又はこれに類似する表示が付された次に掲げる農林水産物等（その包装等にこれらの表示が付されたものを含む。）であつてその輸入に係るものを譲り渡し、譲渡しの委託をし、又は譲渡しのために陳列してはならない。ただし、これらの表示が第一項又は前項ただし書の規定により付されたものである場合には、この限りでない。

一 当該特定農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等  
二 前号に掲げる農林水産物等を主な原料又は材料として製造され、又は加工された農林水産物等  
第四条に次の一項を加える。

3 農林水産物等の輸入業者は、登録標章又はこれに類似する標章が付された農林水産物等（その包装等にこれらの標章が付されたものを含む。）であつてその輸入に係るものを譲り渡し、譲渡しの委託をし、又は譲渡しのために陳列してはならない。ただし、当該登録標章が第一項の規定により付されたものである場合には、この限りでない。

第五条第一号中「第三條第二項」の下に「又は第三項」を加え、同条第三号中「前条第二項」の下に「又は第三項」を加える。

第十一条第一項中「この条において」を削る。  
第三十二条第一項第一号中「第二十八条」を「第三十九条」に改め、同項第二号中「第二十九条」を「第四十条」に改め、同条を第四十三条とする。

第三十一条第四号中「第二十四条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条を第四十二条とする。

第三十条中「含む。」の下に「及び第二十七條第五項（第三十一条第二項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条を第四十一条とし、第二十九条を第四十条とし、第二十八条を第三十九条とする。

第五章を第六章とする。  
第四章中第二十七條を第三十八條とし、第二十六條を第三十七條とする。

第二十五条第一項中「第三條第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、同条を第三十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（関係行政機関の協力）  
第三十六条 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため必要があるときは、関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。  
第二十四条を第三十四条とし、第二十三条を第三十三条とする。  
第四章を第五章とする。